

産業廃棄物処理基準違反における措置命令の発出について

千葉市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、措置命令の発出を行いましたので、お知らせします。

1 処分の対象者

たなべ やすひさ
田邊 康久

2 命令発出年月日

令和3年8月2日（月）

3 命令内容

- 千葉市若葉区小間子町6番4において当該対象者が保管する廃プラスチック類などの産業廃棄物について、その保管量を、産業廃棄物処理基準に定める保管上限である0.3m³以下に適合させること。
- 撤去した廃棄物については、法に基づき適正に処理すること。
- 措置が完了するまでの間、産業廃棄物が飛散し、又は流出しないようにすること。
- 措置の着手前に、命令の履行に関する計画書を提出し、措置が完了した後は、措置完了報告書を提出すること。

4 命令の履行期限

- 着手期限 令和3年9月2日
- 撤去期限 令和4年2月2日

5 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の10第2項において読み替えて準用する法第19条の5の規定

6 命令発出理由

当該対象者は、千葉市若葉区小間子町6番4に有価と称する廃プラスチック類などを産業廃棄物処理基準に違反した状態で、長期間にわたり堆積している。

堆積物について、総合的に判断して産業廃棄物であると認定し、当該対象者に対して、堆積物を撤去するよう再三にわたる指導及び勧告を発出したにもかかわらず、変化が見られないことから、上記「3 命令内容」の措置命令の発出に至った。